

医学部任期制実施委員会申合せ（平成20年11月以降任期開始の者）

※ 基礎教育系分野に属する教員は、地域医療科学教育研究センター及び社会医学講座に所属する人文科学系教員とする。

※ 専攻分野については、再任審査を受ける本人が選択できるものとする。

※ 助教の再任については、「佐賀大学医学部助教の選考に関する申合せ」の選考基準を満たすこと。ただし、平成17年4月1日以前に採用された者については、最初の再任審査には適用しない。

※ 内規（国立大学法人佐賀大学医学部における教育職員の任期制の実施に係る再任の審査に関する内規）別表2の再任審査基準（医学部関係）の中での例外規定の適用には、業績評価期間において、産前休暇、産後休暇、育児休業及び休職の期間がある場合が含まれるものとする。

発表論文実績の規定（【研究活動】（1）関係）

分野 職名	臨床医学系	基礎医学系	基礎教育系	看護教育系
教授	論文総数30編以上 (※うち、1stでの論文を9年間に5編以上とする。)	impact factorの合計数が8以上(算出係数1st, Corresponding, last, 指導教員は×1として、2ndは×0.5として、それ以外は×0.2として計算)又は欧文原著数5編以上	論文総数 10編以上	論文総数 10編以上
准教授 講師	論文総数12編以上 (※うち、1stでの論文を4年間に2編以上とする。)	impact factorの合計数が5以上(算出係数1st, Corresponding, last, 指導教員は×1として、2ndは×0.5として、それ以外は×0.2として計算)又は欧文原著数3編以上	論文総数 6編以上 (1st author 2編(原著)を含む)	論文総数 4編以上 (1st author 2編を含む)
助教	論文総数 7編以上 (※うち、1stでの論文を4年間に1編以上とする。(任期が5年間の場合))	impact factorの合計数が3以上(算出係数1st, Corresponding, last, 指導教員は×1として、2ndは×0.5として、それ以外は×0.2として計算)又は欧文原著数2編以上	論文総数 4編以上 (1st author 1編(原著)を含む)	論文総数 2編以上 (1st author 1編を含む)
助手		欧文原著数1編以上	論文総数 4編以上	論文総数 2編以上

学会発表の規定 臨床医学系、基礎教育系及び看護教育系（【研究活動】（2）関係）

分野 職名	臨床医学系	基礎医学系	基礎教育系	看護教育系
教授	学会等での発表20回以上(※うち、1stでの発表を9年に5回以上とする。)	—————	学会等での発表20回以上	学会等での発表10回以上
准教授 講師	学会等での発表10回以上(※うち、1stでの発表を4年に3回以上とする。)	—————	学会等での発表10回以上(※うち、1stでの発表を6年間に3回以上とする。)	学会等での発表5回以上
助教	学会等での発表7回以上(※うち、1stでの発表を4年間に2回以上とする。(任期が5年間の場合))	—————	学会等での発表3回以上(※うち、1stでの発表を4年間に2回以上とする。)	学会等での発表2回以上 (※うち、1stでの発表を1回以上とする。)
助手			—————	—————

診療内容実績の規定（【診療活動】（1）関係）

分野 職名	臨床医学系	基礎医学系	基礎教育系	看護教育系
教授 准教授 講師 助教 助手	外来患者数10名以上/月、病棟で主治医の担当あり、手術・検査・処置(指導又は助手も含む)5件以上/月、診断(画像・病理等)20件以上/月のいずれか	—————	—————	—————

1. 申合せの制定(平成16年6月16日開催教授会承認)
2. 一部修正(助手の再任に関する追記)(平成16年12月15日開催教授会承認)
3. 一部修正(例外規定の適用と学会発表の規定の追記)(平成18年12月13日開催企画推進委員会承認)
4. 一部修正(大学設置基準の改正に伴う字句の修正及び追加)(平成19年3月8日開催代議員会承認)
5. 一部修正(発表論文実績の規定及び学会発表の規定の修正並びに追記)(平成20年10月15日開催教授会承認)
6. 一部修正(看護・基礎教育系を基礎教育系と看護教育系に分け、看護教育系の選考基準を見直し)(平成22年2月17日開催教授会承認)

医学部任期制実施委員会申合せ（平成20年11月以前の任期開始の者）

※ 基礎教育系分野に属する教員は、地域医療科学教育研究センター及び社会医学講座に所属する人文科学系教員とする。

※ 専攻分野については、再任審査を受ける本人が選択できるものとする。

※ 助手の再任については、「佐賀大学医学部助手の選考に関する申合せ」の選考基準を満たすこと。ただし、平成17年4月1日以前に採用された者については、最初の再任審査には適用しない。

※ 内規（国立大学法人佐賀大学医学部における教育職員の任期制の実施に係る再任の審査に関する内規）別表2の再任審査基準（医学部関係）の中での例外規定の適用には、業績評価期間において、産前休暇、産後休暇、育児休業及び休職の期間がある場合が含まれるものとする。平成19年1月1日以降の再任審査から適用する。

※ 平成19年4月1日以降は、「助教授」とあるのは「准教授」と、「助手」とあるのは「助教」と、それぞれ読み替えるものとする。

発表論文実績の規定（【研究活動】（1）関係）

分野 職名	臨床医学系	基礎医学系	基礎教育系	看護教育系
教授	論文総数30編	impact factor の合計数が5以上 又は欧文原著数5編以上のいずれか（1st authorは×1として、2nd, last authorは×0.5として計算）	論文総数 10編以上 （著者氏名記載順は問わない）	論文総数 10編以上
助教授 講師	論文総数12編	impact factor の合計数が3以上 又は欧文原著数3編以上のいずれか（1st authorは×1として、2nd, last authorは×0.5として計算）	論文総数 6編以上 （主著2編（原著）を含む）	論文総数 4編以上 （1st author 2編を含む）
助手	論文総数4編	impact factor の合計数が2以上 又は欧文原著数2編以上のいずれか（1st authorは×1として、2nd, last authorは×0.5として計算）	論文総数 4編以上 （主著1編（原著）を含む）	論文総数 2編以上 （1st author 1編を含む）

学会発表の規定 臨床医学系及び看護教育系（【研究活動】（2）関係）

分野 職名	臨床医学系	基礎医学系	基礎教育系	看護教育系
教授	学会等での発表20回	_____	_____	学会等での発表10回以上
助教授 講師	学会等での発表8回	_____	_____	学会等での発表5回以上
助手	学会等での発表4回 （※うち、1stでの発表を2年に1回とし、平成19年1月1日以降の採用者から適用する。）	_____	_____	学会等での発表2回以上 （※うち1stでの発表を1回以上とする。）

診療内容実績の規定（【診療活動】（1）関係）

分野 職名	臨床医学系	基礎医学系	基礎教育系	看護教育系
教授 助教授 講師 助手	外来患者数10名/月、病棟で主治医の担当あり、手術・検査・処置（指導又は助手も含む）5件/月、診断（画像・病理等）20件/月のいずれか	_____	_____	_____

1. 申合せの制定（平成16年6月16日開催教授会承認）
2. 一部修正（助手の再任に関する追記）（平成16年12月15日開催教授会承認）
3. 一部修正（例外規定の適用と学会発表の規定の追記）（平成18年12月13日開催企画推進委員会承認）
4. 一部修正（大学設置基準の改正に伴う字句の修正及び追加）（平成19年3月8日開催代議員会承認）
5. 一部修正（発表論文実績の規定及び学会発表の規定の修正並びに追記）（平成20年10月15日開催教授会承認）
6. 一部修正（看護・基礎教育系を基礎教育系と看護教育系に分け、看護教育系の選考基準を見直し）（平成22年2月17日開催教授会承認）